

「個人情報保護法」
その3

執筆担当者

滝花 雄次

個人情報保護法上の

「個人情報取扱事業者」とは、過去六ヶ月以内のいずれかの日に
おいて、五〇〇〇件を
越える個人情報を持つ
ている者とされている。
したがって、これに
満たない者は、個人情報
取扱事業者には該当し
ない。

たとえば、名刺五〇
〇枚、あるいはアン
ケートの戻りはがき五
〇〇枚を、社内を持
っているだけでは、個
人情報取扱事業者には
該当しない。それらが、
整理分類され「個人デ
ータ」となっていれば、
個人情報取扱事業者に
該当することになる。
個人情報取扱事業者
の守るべき主な義務と
して、次のような項目
が定められている。

一、利用目的の制限

（個人情報の利用目的の限定と、限定した範囲内での取扱い）

ことを言う。本人に口頭で伝える、又はチラシ等の文書を渡す。電子メール、ファックスまたは、文書の郵送等。

二、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置

公表とは、不特定多数の人々が、利用目的を知ることができるようになることを言い、

（個人情報の不正取得の禁止、保有する個人データ等に関する正確性と安全確保の措置）

自社のホームページへの掲載、ポスター等の掲示、パンフレット、チラシ等の据置き、配布等の方法がある。明示とは、通知、公表をする場合に、利用目的を本人に対して明確に示すことを言い、

三、第三者提供の制限（本人の同意なしで、第三者への個人情報の提供の禁止）

例えば申込書やアンケート用紙等には、冒頭に（目に触れやすい場所に）に利用目的を記載して置く。

四、本人の関与

また、ネットワーク

（利用目的を本人の知り得る状況に置くこと、本人の求めに応じてデータの開示、訂正、利用の停止措置）

個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、本人に通知、又は公表しなければならぬ。

五、苦情の処理（適切で、迅速な苦情処理）

個人情報が送信ボタン等を押す前に利用目的が目にふれるようにしておくなど。

個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、本人に通知、又は公表しなければならぬ。通知とは直接、本人に利用目的を知らせる

利用目的をしっかりと確認できる仕組みが必要である。